

2 健障支第 6 1 号
令和 2 年 4 月 1 0 日

各障害福祉サービス事業所等管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく障害福祉サービス事業所等の対応について（依頼）

日頃は、本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日、みだしのことにつきまして、新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言が発出されました。

これを受けまして、本市における障害福祉サービス事業所等については、厚生労働省からの令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」等を参考に下記事項に留意のうえ、適切な対応をお願いします。

記

- 感染防止対策を行った上で、原則として、障害福祉サービス等の事業を継続すること。
- 利用者の状況や家族の状況を踏まえ、感染拡大防止のための対応を検討したうえで、利用者に対する支援を提供すること。
- 地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所での通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは、休業を検討していただく必要があるが、特に支援が必要な利用者に対しては代替サービスの確保についても併せて検討すること。

※新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、本市ホームページ及びウェルネットなごやから最新の情報をご確認いただき、適切な対応をいただきますようお願いいたします。

担当：指定指導係

電話：052-972-3967

FAX：052-972-4149

電子メール：a2578@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp